

論 説

糶に関する覚え書き

田 村 安 興

序

1. 生鮮食料品流通をめぐる構造変化
 2. 中央卸売市場と取引原則
 - (1) 現行制度の原則
 - (2) 卸売市場取引の変化
 3. 今日の市場における糶取引
 4. 立法の精神と現状の乖離
- むすび

序

日本の卸売市場制度は旧「中央卸売市場法」「卸売市場法」に定められた原則にもとづいている。日本の市場制度のように、取引原則まで規定された法令で、全国的なネットワークのシステムが一律の制度によって整備されている国は世界でも例がない。また、日本の市場制度のような公的規制が強い制度を長期間維持している国もない。日本に市場制度を導入する契機は古く、明治末期以降からの経緯があった。それは、日露戦後経営の都市社会政策、地方公益事業の位置づけをめぐる議論であり、それをリードしたのは内務省であった。成立した市場制度の取引原則は日本の伝統的な取引方法であった糶取引^{せり}を、公的管理の元で編成した。

糶取引は日本の市場制度にとって欠くことのできないものになり、糶は市場の代名詞となった。しかし制度確立以降76年を経て、日本の市場における糶取

引は大きな転換期を迎えている。ところがこの問題に対する認識には、研究者、政策担当者の間でも大きな相違がある。第一の立場は、旧「中央卸売市場法」「卸売市場法」の原則をあくまで守ろうとする立場であり、第二はこれを時代遅れのものとして改革しようとする立場である。

過渡期にある日本の卸売市場流通の今後を探る意味でも、従来の取引原則であった糶の価格形成機能と荷さばき機能をいかに位置づけ、評価するのが重要になっている。本稿では日本の商業文化の一つと言える糶を取り上げ、その役割を総括し、今日的意義と課題を明らかにする事が課題である。

1. 生鮮食料品流通をめぐる構造変化

生鮮食料品流通をめぐる近年の変化は急激なものがある。卸売市場における取引の変化は流通をめぐる構造変化に規定されている。はじめにそれを概観しよう。

生鮮食料品流通の川上における変化は、第一に、出荷組織の大型化が進行していることである。1981年には1出荷団体のあたり野菜出荷量は1,205トンであったが、1996年には1,725トンになっている。

第二に、市場外流通の増加である。市場外流通増加の要因としては、①生鮮食品の輸入量の増加である。1981年に比べて96年は野菜の輸入量は2.85倍、果実2.3倍、水産物2.62倍へと大幅に増加した。②生鮮品と区別がつかない一次加工品が増加している。一次加工品とはカット野菜、冷凍品、塩干物等であり、特に水産物の冷凍・輸送技術が進歩し、市場流通、市場外流通いずれにも対応できる冷凍品の比重が増大している。(総水揚げ量に占める冷凍水産物は1981年10.3%が1996年17.3%に)

第三に、低温流通システムの整備によって全国的に宅配便による生鮮食料品流通が飛躍的に増加した。1987年に比べ1995年の宅配便の伸びは1.88倍、ふるさと小包2.71倍であった。

川下における変化は、第一に、消費者のスーパーマーケットからの食料品購入が圧倒的に多くなったことである。平成8年に農林水産省が行った「食料品

消費モニター調査」によれば、消費者がスーパーマーケットで購入する割合は野菜53.4%，果実58.5%，鮮魚専門小売店55.5%，精肉56.8%，総菜67.9%，冷凍食品72.6%等となっている。

第二に食費に占める外食・中食・調理食品の割合が増加したことである。1995年外食費は17.7%に、調理食品は9.5%であった。いずれも85年に比べて約3ポイント増加している。

第三に、消費者のニーズが多様化したことである。その結果、高級品志向、生産者の顔の見える商品、安全性への要求など消費者の要求が高まった。

以上の卸売市場流通をめぐる変化と流通の多様化は、いずれも中央卸売市場（卸売業者）の位置を低下させる要因であり、市場外流通の増加をもたらした要因でもある。また、卸売市場を量販店が仕入れやすい市場へと変質させつつある。量販店による生鮮食料品仕入れは現在のところ中央卸売市場からの仕入れが約60%をしめるまでになった。¹⁾ そのうち仲卸業者を経由して仕入れる割合が圧倒的に多く、買参権を持ち卸売業者から直接仕入れる割合は全国平均では意外に少ない。量販店は独自の加工センターは持っているが、生鮮食料品仕入れセンターを持たない量販店が多い。その要因は仕入れコスト、品揃えの点で公設の市場を利用することにメリットを見いだしているためである。従って、市場内卸売業者、仲卸業者は量販店を最大の得意先にしており、市場は量販店が利用しやすい取引形態、すなわち相対、予約相対、先取り取引が主流になっている。

2. 中央卸売市場と取引原則

(1) 現行制度の原則

現行の中央卸売市場制度は公的機関を開設主体とし、集荷・分荷・場内取引において規制を加え、生鮮食料品流通の公明性、公開制を確保するとともに、安定的供給、価格安定をはかろうとする理念に基づいている。この理念は旧「中央卸売市場法」を継承した「卸売市場法」によって法的に規定されている。以下の点がその原則であった。①すべての出荷者・買受人に売買の保証を与え

る差別的取り扱いの禁止原則 ②取引価格・数量など取引の指標を公開する、公開制・公明性の維持 ③せり原則による取引方法の規定 ④卸売業者の委託手数料主義 ⑤場外取引の禁止、等である。

しかし、昭和46年に制定された現行「卸売市場法」では旧「中央卸売市場法」から一歩踏みだして、取引原則の幅が広げられた。同法第34条においては「中央卸売市場法」と同様に取引原則が次のように明記されている。「卸売業者は、中央卸売市場において行う卸売については、せり売り又は入札の方法によらなければならない」ただし、「卸売市場法」には旧「中央卸売市場法」にはない次のような例外規定が盛り込まれた。例外規定とは「せり売り又は入札の方法以外の方法によることが適当であると業務規定（各中央卸売市場業務規定・筆者）で定めるもの」でありそれを「特定物品」とした。同法に基づき各中央卸売市場業務規定において「特定物品」が定められた。例えば地方都市中央卸売市場 A 市場においては特定物品が青果、水産ともに数十種類に及んでおり、年々増加している。A 市場業務規定では特定物品以外に以下の場合にも以下の場合に相対売りが可能とされている。①災害が発生した場合 ②入荷が遅延 ③卸売り相手が少数 ④せり・入札売りの残品販売 ⑤卸、仲卸間であらかじめ締結した契約による場合（予約相対） ⑥緊急の船舶への販売 ⑦残品がでるおそれがある場合 以上の場合においては市長はせり・入札以外の方法での販売を指示する事ができる。

以上のような中央卸売市場の各段階における取引原則とその法的裏付けを示したものを図1に示した。

以上のように「卸売市場法」には糶・入札以外の取引を容認する様々な例外規定がもうけられ、今日の生鮮食料品卸売流通をめぐる市場内外の流通は多様化しつつある。しかし、なお旧「中央卸売市場法」の原則が生きており、これを大きく改正すべきか否かで議論が分かれている。この議論に立ち入る前提として、卸売市場取引の変化を概観しよう。

の不安定な糶・入札を避け、相対（予約相対）を産地側が選択する事が多くなったこと、第二に、市場の買参人（買出人）の主力となった量販店など大口需要者は仕入れ量と価格の安定を指向して、糶による不安定性を回避しようとする傾向が顕著となったこと、産地側と買参人側の以上のような事情が一致したために、糶・入札は急速に減少してきた。

以上のように糶・入札の減少は「卸売市場法」に定められた取引原則を逸脱するものであり、「例外的」とされた相対取引は逆に主要な取引方法になりつつある。相対取引（予約相対）が増加したことによる問題は、第一に、量販店など大口需要者が大量に均一規格の荷を仕入れるために、零細な買参人の仕入れに影響を与える問題である。第二に、「例外的」な取引のために、場外指定

表1 卸売市場経由率 (単位：%)

	昭和60年度	平成2年度	平成6年度
青果	85	82	75
野菜	87	85	83
果実	81	76	63
水産物	77	72	70
食肉	22	23	16
花き	78	82	85

資料：『卸売市場データ集』平成9年版 農林水産省食品流通局市場課

表2 中央卸売市場における糶・入札の割合

(金額ベース 単位：%)

年度	青果			水産				食肉	花き
	野菜	果実		鮮魚	冷凍	塩干加工			
60	74.3	77.5	72.4	38.6	69.2	18.9	19.6	89.8	99.2
元	67.4	70.7	64.3	35.9	62.7	19.3	14.5	82.5	97.4
2	64.9	67.1	63.2	35.2	62.5	19.5	14.5	85.0	92.8
3	62.2	64.9	59.9	34.9	60.4	18.5	14.7	86.0	88.9
4	59.8	62.4	57.7	34.0	58.3	20.0	11.3	87.3	87.7
5	58.7	60.9	56.5	33.4	57.1	19.9	10.8	88.4	86.5
6	58.2	60.5	56.9	32.4	55.9	18.6	9.7	86.0	85.3
7	55.1	57.5	53.3	32.2	54.6	18.5	10.0	89.8	79.7
8	52.4	54.5	50.7	30.8	53.3	16.7	9.4	89.7	75.8

資料：表1に同じ

保管場所を設置するなど市場設備の整備が必要になること、第三に、深夜・早朝を含む終日取引が常態化するために、荷受け会社職員や取引を監督する職員が深夜・早朝を含む終日勤務になること、また、多様な取引が常態化すると事務量が著しく増大すること、以上のような問題が顕著になっている。

3. 今日の市場における糶取引

一般に消費地市場では相対取引が多く、産地市場（水産物）では糶・入札取引が多い傾向にある。水産物産地市場は依然として水産物流通の中で重要な位置にある。水産物産地市場が存立基盤を有する理由は、水産物が多種・多様性を持っており、入荷が不安定であること、また入荷直後選別作業を要することがあげられる。特に水産物産地市場において糶取引が多い。この事の背景には産地水産物市場特有の事情がある。第一に、水産物取引には糶の迅速性が好まれること、第二に、買参人の主力が比較的均質な産地仲買人であり、彼等が糶のメリットを求めること、以上である。

青果物市場は入札取引は少なく、糶取引と相対取引に分かれる。糶取引は見本（サンプル）糶取引と現物が取引される移動糶に分かれる。近郊物や葉茎菜類は移動糶が多く、遠隔地からの荷は相対（予約相対）取引や見本糶が多い。

消費地中央卸売市場の糶・入札取引は先に見たように急速に少なくなっている。糶・入札取引が減少した要因の中で、最も大きな要因は小売段階における競争要因が大きく変化した事である。すなわち青果小売店や鮮魚専門小売店が減少し、量販店の仕入れが増加した。かつて、専門小売店の経営者は糶の妙味を好んだ。糶は大きな価格変動が生じやすいからである。特に大きく下落した場合は、糶によって大量仕入れを行う青果小売店や鮮魚専門小売店が以前は多かった。ところが量販店の進出におされて専門小売店と糶に参加する買参人が減少し、これに代わって主として量販店の担当者を買参人とする相対取引が増加した。量販店は安定的な値動きと品揃えを要求するので、量販店の仕入れ担当者は糶によって仕入れのうま味を追求する事より、一定規格の商品を大量に仕入れることができる相対取引を選んだ。買参人の中で量販店が多くを占めて

いる市場は相対取引が多くなる所以である。ところが買参人のなかで仲卸業者の仕入れ力が、市場内において相対的に大きな市場（例えば名古屋中央卸売市場）、鮮魚の比重が高い消費地市場（福岡市中央卸売市場）においては仲卸業者主導の糶が厳密に行われている。糶と相対取引のどちらが選択されるかは、品目によっても異なる。鮮魚では計画的な出荷が可能な養殖物や、個体によって品質が異なりしかも高価格のマグロなどは相対取引が選択されてきた。近年その品目が増加の一途をたどっている。

図2は大都市と中小都市市場における糶取引のしくみを示した。糶人は荷受け業者の職員であり、大きな市場では、荷受け業者別に品目別に糶が行われる。通常、糶人側は、1. 糶台に立つ人、2. 糶の順序を指示する荷さばき人、3. 取引を記録する記帳係によって構成される。買参人は仲卸店舗を市場内に持つ仲卸業者と買参権を有する小売業者等によって構成される。買参人の構成は各市場ごとに特徴を持っており、各都市の条例によって定められている。また、そこにはそれぞれの市場における歴史的経緯が反映されている。

日本の糶は通常糶上げによって行われ、三声原則であり、三回目の高値で糶落とす事を原則としているが、状況によって一発糶の場合もある。買参人の価格表示は指先が使われ、表示する指で一単位が表示され、握った指も0.5単位を表示する事に用いる。品目によっては歯で8を指す場合がある。

図2に示すAは糶人（荷受業者・出荷者指し値）の希望最高価格であり、A-A'は最高値（指し値）価格Aによって糶落とされた場合の最高販売総額である。Bは買参人（買出人・仲卸業者）の希望価格であり、糶の初値である。糶は買参人の初値（底値）から糶上げられる。B-B'とA-A'の長さは荷受業者、買参人の荷さばき能力を示し、それは市場の実力であると同時に、各都市の消費量の大きさによって決まる。糶による販売高はA'-B'間を推移する。荷主、糶人（荷受け業者）は糶価格が高いほど販売高が多く、従って手数料収入が多くなるために、糶値を高くしようとする。これに対して買参人は糶値が低いほど有利である。糶値はA-B間を動き、糶人と買参人の呼吸の一致したC点で価格が決定する。糶値は前日の当該市場価格、他市場の前日価格、当日の入荷量、買参人の仕入れ量に依存する。当該市場の前日価格と他市場の前日

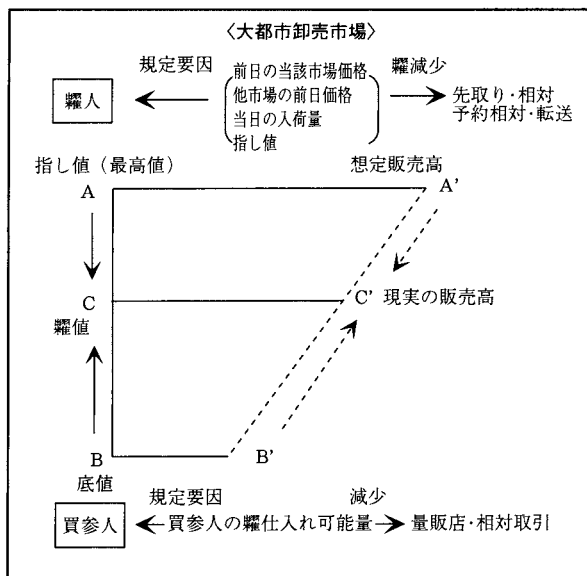


図 2-1 糶取引の主体と取引

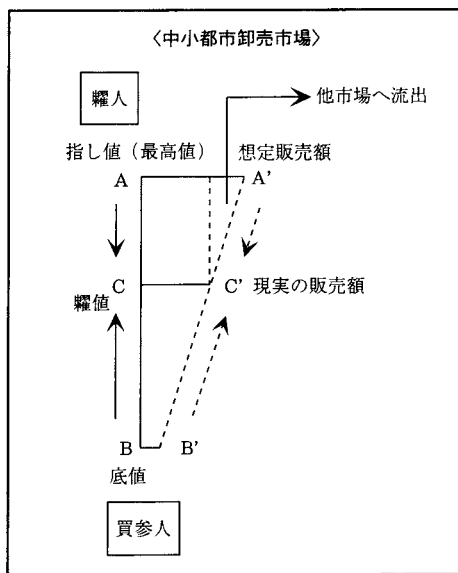


図 2-2

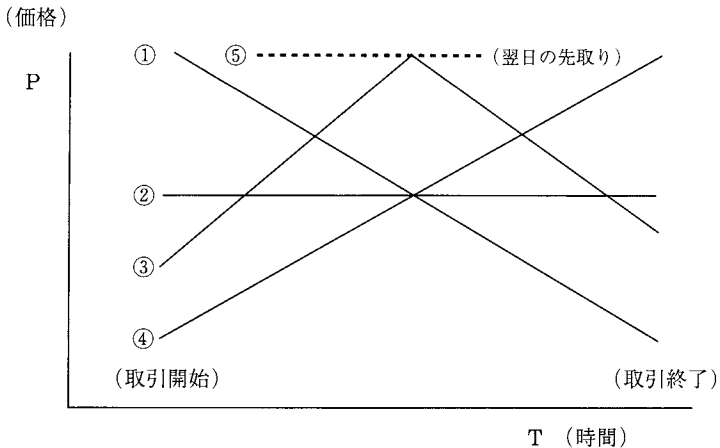


図3 糶の値動きモデル（1日の同一商品の値動き）

価格は当日の入荷量に影響を与える。つまり、荷主は相場の高い市場を追い、相場の低い市場を敬遠する。従って、市場の情報化が進んだ今日、一時的に他市場と相場が乖離しても数日で平準化される傾向にある。

1日の糶値の値動きは、同じような荷であっても、激しく変化する場合がある。荷主が異なれば同一規格・等級・産地の商品でも微妙に変わるのは当然であるが、そのことを捨象しても、主として買い手側（買参人）の事情によって糶値は動く。これを図示すると図3のようになる。①糶開始当初は高く、以後下がる。②ほとんど糶値は変化しない ③糶半ばに最高値になる。④糶開始当初は安く、以後高くなる。⑤先取りする場合の価格であり、前日の糶の最高値で取り引きされる。（点線で示す）従って、先取り、予約相対も糶価格が目安になる。

同図のように糶値が動く要因は、①買参人の買い意欲が低い場合は、一定量糶落とされた後は価格が下落する。②大量の買い注文を抱えた買参人が多数いる場合は一貫して高値になる。③特定の荷主にのみ高値をつける買参人がいる。以上のような要因で、わずかの時間内において、しかも同じような商品でも糶値が大きく動く場合がある。糶値は価格の動きが早く、乱高下する場合があり、そのことは買参人、荷主双方にとって糶の妙味であり、彼等に好まれる要因で

あるが、逆に不合理な点でもある。

荷さばき能力のない中小市場には荷物が集まらない。荷さばき能力とは買参人の仕入れ能力である。人口と後背消費圏が小さい中小都市中央卸売市場は荷さばき能力が弱く、また集荷力が少ない。中小市場は入荷量の多少の変化によって価格変動の幅が大きく、大産地の荷主は中小市場に継続して、安定的に出荷することができない。いきおい産地側の指し値によって糶の上限が定められる。中小市場は出荷業者に対して荷受け業者の力が弱く、買参人の仕入れ能力も弱い。市場は多少の入荷量の変化に対して糶価格が反応する幅が大きい。特に近年中小市場において糶に参加する有力な買い出し人が減少しており、高く糶上る買参人が減少した。そのために指し値に至らず取引が成立しない事が少なくない。入荷量が多く値崩れした翌日や、指し値に達しない時が続くと、荷は確実に他市場に流れ、中小市場には荷が集まらなくなる。

これに対して大都市中央卸売市場では市場の荷さばき能力が大きく、中小市場に比べれば市場側の力が強くなる傾向にある。しかし、買参人の中で量販店の占める割合が多いために糶の割合が少なく、相対取引が増加している。

4. 立法の精神と現状の乖離

日本の中央卸売市場制度は内務省によってつくられた。中央卸売市場を計画した内務省は中央卸売市場を都市社会政策の視点から、官僚による統制的な市場にしようとした。一方、農商務省は経済政策の視点から、公設民営でも可とする案をだしたが、内務省主導で「中央卸売市場法」が制定された。

立法制定時において、糶取引は高く評価された。立法の精神は中央卸売市場が農商務省に移管されて以降も地方行政をつうじて貫徹され、法制定時から変わることなく継続された。特に糶の公開制、公平性が監督する立場の行政側から監督しやすい取引形態であったがために、昭和2年京都市を皮切りに設置された中央卸売市場には例外なく糶取引が厳密に実施された。特に法制定時の監督官庁であった内務省は生産調査会、帝国議会における審議過程を通じて一地区一市場一営業者制、類似市場廃止など流通統制的な原則を固執した。内務

省のこの時期における政策は昭和10年代統制経済期の政策を先取りするものであった。

大正12年に制定された中央卸売市場法には糶売原則が明記された。同法第14条には「中央卸売市場ニ於テ為ス売買ニ付テハ糶売ノ方法ニ依ルヘシ但シ業務規定ノ定ムル特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限りニ在ラス」しかし、中央卸売市場法には売買方法に関する詳細な規則はなく、施行規則の解釈によって各都市中央卸売市場法業務規則において糶売り原則が定められた。また、中央卸売市場法施行規則第30条では「売買成立ノ値段ハ金額ヲ以テ之ヲ表示スヘシ」とある。同条項の解釈については「売買成立までの過程を明らかにするには、売値を叫ぶことによって表示する事が法の本質であり、例外として符帳・手振りをを用いるべし」²⁾とする内務省の行政指導が行われ、各都市ではこれにしたがって業務規則が定められた。

しかし、中央卸売市場法で決められた糶取引の歩みは一貫したものではなく、現場では絶えず変更圧力があつたことは、昭和10年に大野が語っている。つまり、昭和初期の糶原則確立以降、わずか10年で早くも相対が一部導入されるなど、原則が揺らぎ始めたことについて、大野勇は「兎に角、糶が相対取引の気分と、其の取引形式とを取入れんとしつゝあることは争えぬ事実である」³⁾と述べて糶の将来を心配した。

一地区一市場一営業者制は戦時統制期にその面目を表した。戦後、独占禁止法制定によって複数制を基本とする公正取引委員会の指導が行われ、複数制が主流となったが、行政による市場統制の基本理念は変わることはなかった。昭和46年以降、相対取引が大幅に導入されたが、依然として糶売り原則は放棄されていない。立法の精神は今日まで維持されてきたといえる。

ただし糶は導入した当初において各都市の独自の商慣習に基づき歴史的に形成されたものであり、その方法は微妙に異なっている。これを法で一律に統制する事は困難であつた。また、声を発するから公平・公明であり、相対は一律に不公平であるとするのは、あまりに短絡すぎる官僚的発想から出た結論であつた。

当時の市場関係者（大野）が考えた、糶、入札、相対の長所、短所を表3に

表3 市場取引別の特徴（法制定時）

	迅速	公開性	公平性	大勢に 販売	大量 販売	需給 反映	相場 安定	時間的 制約	勘の 発揮	取引の 妙味
糶	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○
入札	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×
相対	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×

示そう。大野勇の所論をもとに筆者がまとめたものである。糶は迅速性、公開・公平性、大勢に大量販売する事にかつては優れた取引であった。また、糶取引に参加する買参人は個人の能力を発揮することによって、有利に糶落とし、糶によって仕入れのうま味を獲得する事ができる。これは糶の妙味として相互に認識された。糶に参加する買参人は瞬時の判断で大きな仕入れメリットを享受する事が可能だからである。

しかし、近年このような糶のメリットが揺らぎ始めた。商流と物流の分離、情報化の進行によって、糶による現物取引は迅速性を発揮できず、また、市場買参人には量販店などの買い出し人のシェアが多くなり、糶を好む生鮮食品専門店の買い出し人が減少することによって糶の参加者そのものが減少している。さらに糶で作られざる相場が不安定であり、需給を過度に反映した価格がつく事がある。一度に買参人が会して取引を行う必要があるので時間的な制約が多い。これに対して相対は時間的な制約がなく、相場が安定する点が糶より優れている。また、商物分離や冷温流通によって、産地から市場を經由せず量販店に直送することがはるかに物流の優位性がある。ここから、市場を經由したことにして、実際は市場外流通と変わらない流通が行われ、これを規制しようとする開設者との軋轢が生じる。しかし相対取引は糶のような公開性に乏しく、法に照らして厳密に監督しようとする、市場開設者（地方公共団体）の事務量と行政の無駄は際限なく拡大する。

全国56中央卸売市場の総収入2,250億円（平成7年度）のうち使用料からの収入は平均で21%にすぎない。残りは、地方債・補助金27%、一般会計からの繰り入れが17%を占めている。さらに市場拡張には膨大な財政支出が行われる。

中央卸売市場は今日まで公益事業としての性格が是認されてきたからこそこのような行政支出が許されてきた。しかし、今後、生鮮食料品流通の変化に対応した卸売市場のあり方が検討される中で、改めて市場の公設制の意味が問い直されなければならない。

欧米の市場流通は量販店の集配センターとの競合で地盤沈下傾向が鮮明になってきている。アメリカ合衆国の大都市の市場の役割はすでに数十年前から縮小しているが、イギリス各地の市場、特に巨大な流通センターであった王室営ロンドン新コベントガーデン市場も、周辺のスーパーマーケットの集荷センターに荷物を奪われて、近年、花卉を除いて集荷力が急速に低下している。流通は急速な変化が生じやすい。日本の中央卸売市場は仲卸業者が量販店の配送センターの役割を果たすことによって、量販店の市場利用をかりうじて確保している。今後、市場の規制緩和が進み、公設制の市場が特定業者の下請的役割をさらに果たすことになる公設制自体が問題となるであろう。糶取引の見直しは市場流通の今後とも深く関連している課題である。

む す び

日本の市場制度は、全国一律の制度によって、市場営業主体に対する保護と規制、市場内取引原則まで細かく規定されたものであり、西洋から導入したものでありながら世界でも例のないほど整然としたシステムである。また、厳しい公的規制の元で全国に網の目のように設置された卸売市場を結ぶ流通システムは、世界に冠たる完成度の高いものであり、生鮮食料品流通近代化に果たした役割は多大なものがあつた。しかるに、同制度成立以後70年を経過したにも拘わらず、市場のソフトにあたる部分はほとんど旧態依然のままである。その制度と流通実体の矛盾が大きくなっていることは誰も認めるところとなっている。

今日における卸売市場制度の矛盾とは、第一に、流通の川上と川下の急激な変化に対応できず、糶取引原則の建前を維持できなくなっていること。第二に、市場の公設制原則と一部量販店主導の流通実体の矛盾が大きくなっていること。

第三に、川下の変化（糶参加者不在・担い手不足）によって、糶に内在する矛盾、すなわち価格形成の不合理性と需給不一致の矛盾が大きくなっていることである。

糶を中心とした日本の市場制度は明らかに制度疲労をおこしており、公設制をこれ以上維持することは矛盾をさらに拡大する事になる。糶を廃止するだけでなく、「卸売市場法」そのものの廃止を含めて市場制度の大改革が急務となっている。

注)

- 1) 食品需給センター「卸売市場整備基本方針策定調査報告書」平成7年3月
- 2) 大野勇『糶の研究』宝文館 昭和12年 105頁
- 3) 同上書 111頁～118頁